

【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

1. 輸送の安全のために講じた措置

- 衝突被害軽減ブレーキなどを装着した先進安全自動車（ASV）を3台導入し、合計26台へ拡充しました。
- デジタルタコグラフのデータを活用した教育を行っております。
- デジタルタコグラフのデータに基づいた優良運転手ランキングを毎月作成し、法定速度遵守の徹底を図りました。
- ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行いました。
- 自動車事故対策機構の講師による講習会を実施し、バス事業部の全社員47名が受講しました。
- 適性診断（一般診断・適齢診断）を法令よりも厳しい社内規定に基づいた受診と、診断結果を基にした教育・指導を行っております。
- 定期的な健康診断（半年に1度・高齢ドライバーにおいては3ヶ月に1度）の受診と、年に1度の脳ドックを受診しています。また、健康診断の結果に基づいた健康管理指導を実施しています。
- 全運転者を対象に、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を実施し、検査結果に基づいた専門機関の受診等の指導を行いました。
- 運輸安全マネジメントセミナーを1名が受講しました。

2. 輸送の安全のために講じようとする措置

① 健康管理について

- 定期的な健康診断・脳ドックの実施と健康状態の把握と管理・指導を行って参ります。
- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を対象の運転者に実施します。

② 運転者の教育・指導について

- 社内規定に基づいた適性診断の受診と診断結果に基づく教育と指導を行って参ります。
- ヒヤリハットの収集強化を行い、日頃から安全への意識を高めて参ります。
- 緊急時避難訓練や救急救命講習、及び、テロ対策訓練を実施し、緊急時の対応力強化を図ります。

③ 社内規定の遵守と厳正な点呼の実施

- 内部監査における指導項目ゼロ達成。
- 疲労・疾病・睡眠の状況の確認とアルコール検出者ゼロ達成。

④ 遠隔地における中間点呼について

- 法令、及び、社内規定に基づき、遠地運行における中間点呼の実施。

⑤ 外部機関での実技研修について

- 自動車安全運転センター 中央研修所での運転技術の習得と安全運転教育者の育成と技術向上に努めて参ります。

⑥ 安全に係わる投資について

- 車両・設備・システムの導入等 70,000千円
- 教育・訓練等 516千円
- その他健康管理等 2,950千円